

洲本未来づくり基金

2021年度実施事業

助成先募集要項

【申請受付期間：2021年12月1日（水）～2022年1月11日（火）】

【1 助成趣旨】

洲本未来まちづくり基金は、PS洲本株式会社が運営する「龍谷フロートソーラーパーク三木田」の売電収益の地域還元の一部として寄付された資金を原資に助成事業を行います。洲本市内で市民が主体になって、洲本のまちが持続可能で、暮らしが豊かに続くための活動に助成することで、豊かな地域社会の創造と発展を目指しています。

本基金は地域で豊かな暮らしを実現するためには、行政にはできない、市民の主体的な活動が不可欠だと考えます。洲本市内で活躍する、市民性を活かしたNPO活動やボランティア活動を応援することがこの助成事業の趣旨です。

【2 助成対象事業】

下記の全ての条件を満たす事業（以下、「助成事業」という。）

- (1) 洲本市内で行なわれる、助成趣旨に沿うもの
- (2) 2021年4月1日から2022年3月31日までに実施されるもの
- (3) 下記のいずれにも該当しないもの
 - 既に完了しているもの
 - 営利を目的とするもの
 - 個人的な活動や趣味的なサークルなどのもの
 - 特定の宗教や政治を支援するもの
 - 他団体へ全てを委託するもの

※対象費用については「4、助成対象経費」をご覧ください。

【3 助成対象団体】

下記の全ての条件を満たす団体

- (1) 洲本市内に拠点があるNPO・市民活動団体（法人格、活動年数は不問）
例：ボランティアグループ、NPO法人、実行委員会、社会福祉法人
高齢者クラブや女性会・子ども会等の地域住民組織 など
- (2) 助成事業終了後3ヶ月以内に、所定の助成事業報告書をメールにより提出できること
- (3) 助成事業で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに「洲本未来づくり基金」から助成を受けて活動している旨を記載すること
- (4) 次のような団体にあてはまらないこと
 - 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
 - 反社会的勢力・組織の統制下にある団体

【4 助成対象経費】

- 消耗品費、備品費、原材料費
- 燃料費、水道光熱費、通信運搬費
- 広告費、印刷製本費、各種手数料、保険料
- 助成事業に関わる際の職員、パート、アルバイトの人件費
- 講師謝金（団体の構成員が講師の場合は除く）
- 講師旅費、スタッフ旅費
- 会場などの使用料及び賃借料、委託費
- その他、必要と認められるもの（例：イベント開催時の保育費用など）

※下記のような経費は、対象外です。

- 団体の運営に係る経常的な経費
- 土地・建物の取得及び補償費
- 団体の構成員等に対する講師謝金、イベント等の一般参加者の旅費

【5 助成金額】

助成総額：200万円(※)

1団体あたり助成上限額：50万円

※採択件数は助成総額の範囲内で決定します。

※申請額は万円単位とします。

【6 申請方法】

(1) 要項・助成申請書の取得

申請書配布期間にホームページから助成申請書を取得してください。

(2) 申請

助成申請書に必要事項をご記入のうえ、洲本未来づくり基金まで簡易書留で郵送ください。ファックスや電子メールでの申請は受理できません。

※必要に応じて下記資料を添付してください。

- パンフレットやリーフレットなど団体の概要や過去の活動内容がわかる資料
- 助成事業における参考資料（写真、新聞記事等）
- 助成事業に付随して施設の整備などを行う場合、設計図案、平面図、見積書、現況の写真、位置図など

【7 申請書受付期間】

2021年12月1日（水）～2022年1月11日（火） 17:00必着

【8 選考方法】

(1) 助成事業内容のヒアリングの実施

基金から、助成事業の追加情報をお伺いする場合があります。

(2) 選考会の開催

基金が設置する選考委員会による選考会で、助成事業申請書類とヒアリングの情報等をもとに合議の上で結果を決定します。選考会の審査によって、団体の申請額より助成金額が変更される場合があります。

(3) 助成の可否

1月末までに文書で各団体に結果を通知します。結果は基金のHPでも公表します。

【9、選考の視点】

本助成の選考においては、次の5点を考慮して選考をすすめます。

- a. 応募書類はすべてそろっているか、記入もれ・添付もれがないか
- b. 助成事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか
- c. 本助成活用の意義はあるか
- d. 実施団体の日頃の活動に、十分な公益性があるか
- e. 助成事業の実施に、特に下記の点で社会的な意義があるか
 - 先駆性（取り組む課題が広く知られておらず、行政や企業のサービスがまだあまり無い課題への活動であること）
 - 必要性（地域の課題を捉え、将来においても共感が得られること）
 - 有効性（事業が課題の解決のために十分な効果があること）
 - 実現性（計画・予算ともに妥当かつ具体的で、人的資源があり、成果を挙げられること）
 - 発展性（助成事業期間終了後も継続・成長の可能性があること）

【10 助成金の助成方法】

希望に応じて助成事業実施前に助成決定額を前払いします。

※助成事業終了後の精算額が前払い額を下回った場合、差額を返還していただきます。
また助成事業を実施できなかった場合、申請内容と実施内容が著しく異なる場合など、助成金の返還を求める場合があります。

【11 助成事業の実績報告】

- (1) 助成事業終了後3ヶ月以内に、所定の事業報告書をメールにより、基金まで提出してください。

※参考資料として、助成事業実施状況のわかる写真や作成したチラシなどの印刷物、新聞記事なども添付してください。

- (2) 助成金の財源となる寄付をしてくださった寄付者の方々をはじめ社会に対して、助成事業で得られた成果を広く伝えるため、基金のホームページで公開いたします。また、新聞やテレビなどの報道機関の求めに応じて、助成事業成果などの情報を提供する場合があります。

【12 助成事業の変更や中止】

- (1) 助成事業内容の変更や中止

助成事業を途中で変更もしくは中止する場合、所定の書類を提出し、基金の承認を事前に受ける必要があります。

- (2) 助成申請の取り下げ

助成事業の助成金受取を取り下げる場合、基金に相談の上、所定の書類を提出してください。

【13 助成金の返還や関係書類の保存など】

- (1) 法令や条例、規則などに違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取消や助成金の返還を求めることになります。
- (2) 助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証憑書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証憑書類は助成事業実施年度の終了後、10年間の保存が必要です。

□お問い合わせ先

一般社団法人洲本未来づくり基金

洲本市本町4丁目5番3号

電子メール：sumotomirai@plus-social.or.jp

□個人情報の取り扱いについて

ご提出およびご記入いただいた資料によって取得した個人情報は、当該助成金の選考や運営、情報開示の目的で、洲本未来づくり基金が使用し、適切に保護、管理ならびに廃棄いたします。